

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		展示室等の利用許可
根拠条例・規則名		さいたま市博物館条例
条 項		第7条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習部 博物館（電話：048-644-2322）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	以下の要件を全て満たすこと。 （1） 博物館事業に関連している事業・展示を実施すること。 （2） 営利を目的としないこと （3） 講座室、学習等の施設の利用に際しては、5人以上の団体であること （4） 特定の政党団体及び宗教団体等を支援する事業を開催しないこと
	設定等年月日	平成16年3月5日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	1週間
	設定等年月日	平成16年3月5日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		